

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 長 有紀枝

本論文は1992年から95年まで3年半におよんだボスニア紛争の最終局面で発生した、約7500人のムスリム男性が行方不明になり、そのうち6000名が殺害されたスレブレニツァ・ジェノサイドの実態解明に正面から取り組み、冷戦後のジェノサイドへの国連や欧米諸国の介入の問題をも検討したわが国初の本格的な論文である。「人間の安全保障」プログラム第1号の博士論文であり、文献や資料に基づき法律学、政治学、歴史学の方法論を踏まえてスレブレニツァ・ジェノサイドの事実関係を実証的に分析し、スレブレニツァ・ジェノサイドのメカニズムを解明すると同時に、ジェノサイドの予防に向けた今後の展望にも踏み込んでいることが大きな特徴となっている。

本論文は序章と終章を含む6章から構成されており、A4用紙で脚注を含めて242ページ、参考文献表が8ページであり、本文のなかに6枚の地図、15の丹念な図表が挿入されている。論文は資料としてスレブレニツァ国連人権委員会報告、国連事務総長報告、ヒューマン・ライツ・ウォッチ報告、オランダ政府の公式報告書に加えて、旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所（ICTY）の判決、国際司法裁判所（ICJ）のジェノサイド条約適用事件判決などを駆使している。

序章では、本論文の目的が3点あげられている。①1995年7月にスレブレニツァで実際に何が起きていたのか、その事実関係を実証的に検討すること、②なぜ、スレブレニツァでジェノサイドが発生したのか、またいかなる経緯で発生したのかといったジェノサイドの一連のメカニズムを分析すること、③スレブレニツァ・ジェノサイドを冷戦崩壊後に発生したルワンダのジェノサイドおよびスーダン西部ダルフールのジェノサイドと比較することにより、スレブレニツァ・ジェノサイドの特異性を明らかにすること、とされる。

第1章で本論文の予備的な考察として、ジェノサイド概念が検討されている。ジェノサイド条約の提唱者であるレムキンのジェノサイド論、1948に成立したジェノサイド条約の成立プロセスを検討したあとで、1990年代から現在に至るICTY、ICTR、ICJの判決をもとにジェノサイド概念が精緻化された過程を概観し、ジェノサイド研究の視点からジェノ

サイド概念を整理しなおした。

第2章では、わが国では先行研究のないスレブレニツァ・ジェノサイドの背景と事実関係が詳細に検討されている。スレブレニツァ・ジェノサイドは ICTY の象徴的な事件として取り扱われ、ICTY 初のジェノサイド罪適用事例であるが、事件の全体像が解明されているわけではない。ここでは、国連、政府、NGO などの豊富な資料に基づき事件の背景と事件に至る経緯、そして事件の推移が時系列的に詳述されている。

第3章では、スレブレニツァ・ジェノサイドが何故起きたのか、その要因を明らかにするためにジェノサイドの特徴を整理し、ジェノサイド発生のメカニズムを明らかにするために、大量殺害の目的や決定の時期、事前計画の有無、大量殺害の支持者と実行者などを分析した。結論として、スレブレニツァ・ジェノサイドはボスニアで生じた「民族浄化」との連続で捉えるべきではなく、複合的要因を背景とした特殊かつ例外的な事件であったとしている。

第4章では、ルワンダとダルフルのジェノサイドとの比較・検討がなされる。ジェノサイドの規模と期間、対象、事前の計画の有無、国家や住民の関与の状況、国連や欧米諸国の対応といった点に着目して、スレブレニツァ・ジェノサイドの特異性を明らかにした。この比較を通じて、冷戦崩壊後のジェノサイドの特徴やジェノサイドに対する外部の介入についても分析した。

終章では、ジェノサイドや大規模人権侵害に対してポスト冷戦期の国連や欧米諸国がどのように介入したか、その特色を明らかにした上で、それと対照的な NGO による介入を分析して、その役割と限界を提示している。ジェノサイドの予防に向けた今後の展望についてもふれられている。

本論文の研究上の貢献としては次の4点が指摘できる。第一に、ICTY や ICJ によってジェノサイドとの性格づけが行われているにもかかわらず、その全体像が明らかにされていないスレブレニツァの事件に対して、正面からその実態解明に取り組んだ点である。スレブレニツァ・ジェノサイドはボスニア内戦の過程で生じた「民族浄化」の延長線上に位置づけられる事件ではなく、複合的な要因を背景とした特異な事件であり、ジェノサイド条約が定義する「ジェノサイド」には必ずしも該当しないとする本論文はボスニア内戦の研究に一石を投じる貴重な研究である。

第二に、スレブレニツァ・ジェノサイドを同じく冷戦後に生じたルワンダやダルフルのジェノサイドと比較検討することによって、冷戦後の大量殺戮のメカニズムを明らかに

するものであり、きわめて現代的な意味を持つ点である。

第三に、本論文は戦争（紛争）とジェノサイドとの関連を改めて明らかにした点で、従来のジェノサイド研究の成果に新たな要素を付加した。スレブレニツァ・ジェノサイドの実態解明は今後のジェノサイド研究を大きく進める成果である。

第四に、本論文では NGO のスタッフとしてボスニア内戦のさなかに現地で人道援助活動にあたった経験を、資料や当時の関係者のインタビューで再検証したうえで、スレブレニツァ・ジェノサイドに対する国連や NGO など外部者の介入によるリスクが指摘されており、ジェノサイド予防という観点からも貴重な論点を提起したといえる。

上記のようにきわめて高く評価することのできる論文ではあるが、問題点がないわけではない。審査会では、①論文の結論は 4 章までに提示されており、終章が結論部になっていない、ジェネラルな結論を終章で示すべきである。②終章のジェノサイドの予防についての考察は補論とすべきである。③先行研究が乏しいとはいえ、それら研究のなかでの本論文の位置づけがはっきりしていない、などの本論文の問題点や今後の課題を含めた指摘がなされた。

しかし、審査委員会は指摘された問題点の本論文の学術的な価値を損なうものではなく、本論文が博士論文としての水準を十分に超えていると判断した。したがって、審査委員会は本論文が博士（国際貢献）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。